

平成 22 年 11 月 19 日

環境関連税制についての考え方

財務省

<見直しのポイント>

○環境関連税制の思い切った簡素化

- ・「燃料などのエネルギー課税は国、
車体課税は地方」という整理
- ・エネルギー課税の地方譲与制度の廃止

○車体課税の抜本的見直し（平成24年度の課題）

○環境関連税制の思い切った簡素化

- ・車体課税と同様に、燃料などのエネルギー課税についても、現在、石油石炭税は国税、揮発油税等・石油ガス税は国税として徴収し地方に一部譲与、軽油引取税は地方税、といったかたちで、課税主体や税収配分の面で入り組んだ構造となっている。
- ・こうした実態を踏まえれば、車体課税について国・地方の税源配分の見直しを行うのであれば、「燃料などのエネルギー課税は国、車体課税は地方」という整理を行うとともに、エネルギー課税の地方譲与制度を廃止し、エネルギー課税に関する課税主体の一元化を図ることによる、環境関連税制の思い切った簡素化を行うことが考えられるのではないか。
- ・なお、地方揮発油税や石油ガス税の地方譲与制度は、譲与制度への依存という点で課税自主権の発揮が出来ず、また、一般財源化がなされた後も、未だに道路特定財源時代と同様の「道路の延長・面積」が配分基準として残されている。

(1) 「燃料などのエネルギー課税は国、車体課税は地方」

- ・揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、軽油引取税、地球温暖化対策のための税は、国税として一元化

(2) エネルギー課税の地方譲与制度の廃止

- ・地方揮発油税の廃止（揮発油税への一本化）
- ・石油ガス税の地方譲与分を廃止し、国税として一本化

(参考) 環境関連税制の税収（平成 22 年度予算ベース）

国 の 財 源		地 方 の 財 源	
エ ネ ル ギ ー 課 税	揮発油税 〔国税〕 2兆5,760億円	地方揮発油譲与税 〔国税〕	2,777億円
	石油ガス税（国分） 〔国税〕 120億円	石油ガス税（譲与分） 〔国税〕	123億円
	石油石炭税 〔国税〕 4,800億円	軽油引取税 〔都道府県税〕	8,432億円
	地球温暖化対策のための税 (P)		
車 体 課 税	自動車重量税（国分） 〔国税〕 4,470億円	自動車重量税（譲与分） 〔国税〕	3,090億円
		自動車取得税 〔都道府県税〕	2,286億円
		自動車税 〔都道府県税〕	1兆6,272億円
		軽自動車税 〔市町村税〕	1,792億円
合　　計		合　　計	3兆4,772億円

(注) 総務省は、民主党マニフェスト 2009 に掲げられた「自動車重量税は自動車税と一本化」という部分のみ取り上げているが、同マニフェストには、他に「ガソリン税、軽油引取税は『地球温暖化対策税（仮称）』として一本化」、「自動車取得税は廃止」とある。マニフェストの一部だけを取り出して議論をするのは不適当。

○車体課税の抜本的見直しについて

- ・総務省の「環境自動車税」に関する提案は、平成22年度税制改正大綱及び税制改正法に照らせば、24年度税制改正の課題として取り扱うべきものである。また、内容としては、自動車重量税相当額（国税約7,500億円、うち地方譲与分約3,000億円）をCO₂割にし、地方税と統合するだけであり、軽自動車税、自動車取得税も含めた、車体課税の抜本的な見直し案としては、不十分なものである。

(参考) 平成22年度税制改正大綱及び税制改正法

「車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。）については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。」

⇒ 車体課税全体を再編し、「簡素化、グリーン化、負担の軽減等」を内容とする車体課税の抜本的見直しを行う必要がある。

○国と地方の税源配分との関係

- ・国の減収となる自動車重量税7,500億円（地方譲与分3,000億円を除いても、4,500億円）の恒久財源に代わる代替財源の提案もないまま、一方的に税源移譲を求める内容となっている。また、閣議決定された「ペイアズユーゴー原則」にも抵触しているのではないか。
- ・国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担を踏まえる必要があり、今後の税制改革全体の議論の中で整理されるべき問題ではないか。